

令和元年第2回小山町議会5月臨時会会議録

令和元年5月14日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時20分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	高村 良文君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
危機管理監	野木 雄次君	町長戦略課長	小野 正彦君
総務課長	後藤 喜昭君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	建 設 課 長	山口 幸治君
未来拠点課長	遠山 洋行君	こども育成課長	大庭 和広君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 岩田 芳和君 議会事務局書記 池谷 孝幸君

会議録署名議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君

閉 会 午後1時53分

(議 事 日 程)

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第2号 議長選挙について
- 日程第3 選挙第3号 副議長選挙について
- 日程第4 議席の指定について
- 日程第5 会議録署名議員の指名について
- 日程第6 会期の決定について
- 日程第7 常任委員会委員の指名について
- 日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第9 議会運営委員会委員の指名について
- 日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第18 同意第2号 小山町監査委員の選任について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○**議会事務局長（岩田芳和君）** 議会事務局長の岩田芳和です。本会議に入る前の日程につきましては、私の方から進行をさせていただきます。

初議会に際しまして、池谷町長から御挨拶をいただきます。町長、よろしく願いいたします。

○**町長（池谷晴一君）** おはようございます。それでは、お時間をいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。

私は、生まれ育ったふるさとの小山町に尽くしたいと考えまして、47年ぶりに小山町に戻り、去る4月21日に執行されました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から御指示をいただき、小山町長に就任をいたしました。町民の皆様からの町政刷新に対する大きな期待を感じますと同時に、町政を担う職責の重さに身の引き締まる思いであります。

私は4期16年間、静岡県議会議員として県政に携わる中で、多くの人と出会い多様な場面に接し、政策提言や問題提起等を行ってまいりました。この経験を活かすとともに、生まれ育った小山町の発展に全力を傾注することをお誓い申し上げます。また、町議会議員の皆様におかれましては、先の選挙におきまして、めでたく御当選されましたことにつきまして、改めてお祝いを申し上げます。小山町が希望と活力あふれる元気な町になりますよう、町政運営に対しまして一層の御理解と御協力をよろしく願いをいたします。

我が国は少子高齢化、人口減少という国難とも言うべき危機に直面しておりまして、経済はもとより社会の様々な分野に影響が及んでおります。小山町におきましても、昭和35年の2万9,000人をピークに、今年4月には1万8,472人と少子化、高齢化の波に打たれ、人口減少が進んでおります。この人口減少が続く我がふるさと小山町ににぎわいを創出し、町政を活性化させ、世界遺産の町、小山町を全国、世界へ発信してまいります。町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じる理想郷、住民幸福度日本一の町の実現に向け、一生懸命頑張っていく所存であります。

それでは、私の目指す施策につきまして、主な点を述べさせていただきます。

まず一つ目は、町民が主役の町政であります。ふるさと納税寄附金につきましては、本町の対応につきまして総務省からルール違反という指摘を受けマイナスイメージを全国に発信してしまいました。新たな制度の適用対象として認められるかどうか正式な発表はまだありませんが、今後は総務省の示すとおり適正な運用を行い、町内産品やサービスを返礼品として、清らかな富士山の町、小山町を再び全国に発信するとともに、地場産業振興につなげてまいります。そして、基本的には寄附金に依存した財政構造からの脱却を図り、健全な財政を堅持します。また、公平公正な職務の遂行を確保し、住民に信頼される町政を確立するため、町長等特別職政治倫理条例や町職員コンプライアンス条例を制定し、健全な町政運営に努めます。町民の皆様の見聞き、県と緊密な連携のもと、バランスのとれた町政の実現を図ってまいります。

二つ目は、安心・安全の確保、防災・減災のまちづくりであります。

小山町は自然豊かな世界遺産富士山の町であるとともに、災害が起きやすい地形、土質である

ことから、適正な開発、保全、整備及び災害防止に係る条例等を制定し、治山、治水、土砂災害防止、地震対策を推進してまいります。

三つ目に、社会保障、医療・健康・福祉施策であります。産んでよし、老いてよしのまちづくりを進め、町民福祉の最大化に努めてまいります。そのため、認知症対策、地域包括ケアシステム、かかりつけ医制度等を推進するとともに、お年寄りに安心な医療、看護、介護体制の整備を行ってまいります。同時に、健康長寿、介護予防施策を構築いたします。

四つ目に、経済、産業活性化、雇用創出施策であります。働いてよし、訪れてよしのまちづくりを進めます。

まず、町内で事業を営む小規模事業所の振興条例を制定し、小規模事業所が活動しやすい環境を整備いたします。また、県との連携を密にし、町内への企業立地を推進してまいります。2020年に開催されますオリンピック、パラリンピック自転車競技につきましては、大会を成功に導くため全力を傾注するとともに、レガシーを構築し、サイクルスポーツ、モータースポーツの聖地づくり及びスポーツツーリズムを推進してまいります。

五つ目に、住環境整備施策、住んでよしのまちづくりであります。道路、橋梁、水道等、老朽化したインフラの長寿命化、耐震化を進めてまいります。都市計画税条例につきましては廃止し、小山町の都市計画について全体的な再検討を行います。

六つ目は、教育施策、学んでよし、育ててよしのまちづくりであります。子育ての町、小山。子ども達は町の宝をスローガンに、子ども達が安全・安心かつ良好な教育環境で学ぶことができるよう、老朽化した学校施設の計画的な整備をはじめ、スクールサポートスタッフ、スクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置拡充、ICTの活用等を進めるとともに、教員の働き方改革を推進してまいります。また、小山町から世界に羽ばたくグローバルな人材育成、トップアスリートの創出、支援などの施策を構築します。更に、スポーツ、文化・芸術振興基本条例を制定するなど、社会教育、生涯学習のまちづくりを進めます。

七つ目に、自衛隊との共存共栄であります。富士学校、富士教導団との緊密な関係を構築し、活動を支援するとともに、隊員の皆様及び家族が生活しやすい環境の整備に努めてまいります。

八つ目に、未来の小山町のための施策であります。町民の皆様の意見を聞きながら町名の変更を検討し、世界遺産富士山の町、小山町を、日本そして世界に発信していきたいと考えております。あわせて広域連携に係る研究、検討を行ってまいります。

最後に、私は町政施行70周年に合わせ制定された町民憲章をいま一度見詰め直し、憲章に定める、富士のもと、水と緑にめぐまれていることに誇りを持ち、金太郎のように健康で、明るい、豊かなまちづくりを実現してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、これらの事業を推進していくためには財政基盤の確立が必要であります。このためには、これまで以上に行財政改革を進め、費用対効果を常に念頭において徹底的に無駄を無くし経費の縮減を図るとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事

業の重要性、必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に事業を展開していく考えであります。

令和の新時代を迎え、町民の力を結集し、町民が主役、町民が主体の新しい小山町を切りひらいていくため、町民の皆様の御理解とお力添えをいただきますとともに、議員の皆様におかれましても、一層の御支援、御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○**議会事務局長（岩田芳和君）** ありがとうございます。

次に、特別職の紹介となります。室伏副町長、杉本副町長、天野教育長は演壇の前へお進みください。

（室伏副町長、杉本副町長、天野教育長が演壇前に並ぶ）

○**議会事務局長（岩田芳和君）** それでは、自己紹介をお願いいたします。

○**副町長（室伏博行君）** おはようございます。副町長の室伏博行でございます。よろしくお願いたします。

○**副町長（杉本昌一君）** 副町長の杉本昌一と申します。よろしくお願いたします。

○**教育長（天野文子君）** おはようございます。教育長の天野文子でございます。よろしくお願いたします。

○**議会事務局長（岩田芳和君）** ありがとうございます。杉本副町長、天野教育長はお席へお戻りください。引き続き、幹部職員の紹介をいたします。紹介は、室伏副町長が行いますので、よろしくお願いたします。

（出席した幹部職員が演壇前に並ぶ）

○**副町長（室伏博行君）** それでは私から、本日臨時会に出席をしております部、課長、局長等につきまして紹介をさせていただきます。皆さんから向かって左手からでございます。

企画総務部長の湯山博一でございます。

○**企画総務部長（湯山博一君）** よろしくお願いたします。

○**副町長（室伏博行君）** 町長戦略課長、小野正彦でございます。

○**町長戦略課長（小野正彦君）** よろしくお願いたします。

○**副町長（室伏博行君）** 総務課長、後藤喜昭でございます。

○**総務課長（後藤喜昭君）** よろしくお願いたします。

○**副町長（室伏博行君）** 税務課長、渡邊辰雄でございます。

○**税務課長（渡邊辰雄君）** よろしくお願いたします。

○**副町長（室伏博行君）** 次に、住民福祉部長、小野一彦でございます。

○**住民福祉部長（小野一彦君）** よろしくお願いたします。

○**副町長（室伏博行君）** 住民福祉課長、渡邊啓貢でございます。

○**住民福祉課長（渡邊啓貢君）** よろしくお願いたします。

○**副町長（室伏博行君）** 次に、経済建設部長、高村良文でございます。

- 経済建設部長（高村良文君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） 建設課長、山口幸治でございます。
- 建設課長（山口幸治君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） 次に、未来創造部長、遠藤正樹でございます。
- 未来創造部長（遠藤正樹君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） 未来拠点課長、遠山洋行でございます。
- 未来拠点課長（遠山洋行君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） オリンピック・パラリンピック推進局長、池谷精市でございます。
- オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） よろしくお願ひします。
- 副町長（室伏博行君） 危機管理監、野木雄次でございます。
- 危機管理監（野木雄次君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） 教育委員会教育次長、長田忠典でございます。
- 教育次長（長田忠典君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） こども育成課長、大庭和広でございます。
- こども育成課長（大庭和広君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（室伏博行君） 本日出席している部、課長につきましては以上でございますが、本日出席していない課長等につきましては、皆さんのお手元でございます幹部職員の写真入りの名簿がございます。後ほど参照していただければと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（岩田芳和君） ありがとうございます。職員の皆さん方は席へお戻りください。
- 本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。
- それでは、年長の菌田豊造議員を紹介いたします。菌田豊造議員、議長席へお着き願ひします。
- （臨時議長 菌田豊造君議長席に着く）
- 臨時議長（菌田豊造君） ただいま紹介されました菌田豊造でございます。
- 地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。
- お諮りします。このたびの選挙において、お互い当選の榮譽に浴しました。議席を得たのでございますが、初対面の方もおられると思いますので、この際、自己紹介をお願いしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 臨時議長（菌田豊造君） 異議のないようですので、それでは、ただいまより、現在御着席の議席番号によって、順次自席で自己紹介をお願いいたします。
- 池谷 弘君 池谷 弘でございます。出身は一色で、今期、3期目となります。どうぞよろしく

お願いいたします。

○池谷洋子君 5期目、当選させていただきました池谷洋子でございます。住まいは用沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田治和君 岩田治和と申します。今年はずじめて入らせてもらいました。住まいは大久保です。今後ともよろしくお願いいたします。

○遠藤 豪君 遠藤 豪でございます。住まいは用沢でございます。2期目になります。よろしくお願いいたします。

○小林千江子君 初当選させていただきました小林千江子と申します。住まいは用沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤省三君 佐藤省三と申します。今期、2期目でございます。吉久保に住んでおります。よろしくお願いいたします。

○鈴木 豊君 2期目の鈴木 豊です。出身は足柄の宿でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○高畑博行君 高畑博行です。住まいは藤曲です。今期、3期目になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○室伏辰彦君 室伏辰彦と申します。今回初めて当選させていただきました。住まいは小山町小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室伏 勉君 新人議員の室伏 勉です。住まいは生土でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○米山千晴君 12番、須走の米山です。よろしくどうぞ。

○渡辺悦郎君 13番、渡辺悦郎でございます。3期目でございます。須走に住んでいます。よろしくお願いいたします。

○菌田豊造君 高い席から申しわけございません。菌田豊造でございます。3期目でございます。住まいは足柄です。よろしくお願いいたします。

議 事

午前10時20分 開会

○臨時議長（藺田豊造君） ただいま出席議員数は13人でございます。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和元年第2回小山町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開催いたします。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（藺田豊造君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

日程第2 選挙第2号 議長選挙について

○臨時議長（藺田豊造君） 日程第2 選挙第2号 議長選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（藺田豊造君） 投票との声がありましたので、ただいまから投票を行います。

議場の閉鎖をお願いします。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（藺田豊造君） ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、池谷 弘君及び池谷洋子君を御指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（藺田豊造君） 異議なしと認めます。したがって、立会人に池谷 弘君及び池谷洋子君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投 票 用 紙 配 付）

○臨時議長（藺田豊造君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

なしと認めます。

ただいまより、投票箱の点検をいたします。

投票箱の点検をしてください。

（投 票 箱 点 検）

○臨時議長（藺田豊造君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(投 票)

○臨時議長（菌田豊造君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

ただいまから開票を行います。

池谷 弘君及び池谷洋子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長（菌田豊造君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 3 票です。

うち、有効投票 1 3 票でございます。

無効投票 0 票でございます。

有効投票のうち

池谷洋子君 9 票

遠藤 豪君 3 票

渡辺悦郎君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、池谷洋子君が議長に当選されました。

議場の開鎖をお願いします。

(議 場 開 鎖)

○臨時議長（菌田豊造君） ただいま議長に当選された池谷洋子君が議場におられますので、小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました池谷洋子君、挨拶をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 私を信じて御支援くださいました皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

私も皆様も、住民の期待のもと、これからも、いやまして、安全、安心のまちづくりは政治の責任と考えます。町の未来を決めるのは、言葉ではなく行動だと考えます。どうか、町民のためというこの一点で私達は一致団結して、住んでよし、暮らして楽しいと喜んでいただけるよう、頑張っていきたいと思えます。どうか、お力をおかしてください。よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○臨時議長（菌田豊造君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

池谷洋子議長、議長席にお着き願います。

(議長 池谷洋子君議長席に着く)

○議長（池谷洋子君） ただいまから議長の職務を行います。どうかよろしく願いいたします。

日程第3 選挙第3号 副議長選挙について

○議長（池谷洋子君） 日程第3 選挙3号 副議長選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか、御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） ただいま、投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（池谷洋子君） ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、池谷 弘君及び岩田治和君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、立会人に池谷 弘君及び岩田治和君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（池谷洋子君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

（投 票 箱 点 検）

○議長（池谷洋子君） 投票箱、異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

（投 票）

○議長（池谷洋子君） それでは、開票を行います。

池谷 弘君及び岩田治和君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（池谷洋子君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

渡辺悦郎君 10票

鈴木 豊君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、渡辺悦郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○議長（池谷洋子君） ただいま副議長に当選された渡辺悦郎君が議場におられます。小山町議会
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました渡辺悦郎君、挨拶をお願いいたします。

○副議長（渡辺悦郎君） ただいまの副議長選挙におきまして当選させていただきました渡辺悦郎
でございます。二元代表制の一翼を担う小山町議会におきまして、池谷洋子議長をサポートして、
よりよいまちづくり、これを目指して頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

日程第4 議席の指定について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 議席の指定についてを行います。

議席の指定方法は、会議運営等規程第2条別表第1第2項第3号の規定により、当選回数
の少ない順とし、当選回数と同じ場合は抽選により決定します。当選回数別の50音順に、職員が持ち
回る抽選棒を自席で引いていただき、その番号順とします。なお、正・副議長の席は、会議運営
等規程第2条別表第1第2項第4号の規定により、最終番号の議席を議長、その前の番号議席を
副議長とします。すなわち、議長13番、副議長12番としますので御了承願います。

これをもって、会議規則第4条第1項の規定による議席の指定とします。

それでは、抽選を行います。

(議 席 の 抽 選)

○議長（池谷洋子君） 抽選は終わりました。

抽選の結果を事務局長から発表します。

○議会事務局長（岩田芳和君） それでは、報告をいたします。

1番 室伏 勉議員	2番 室伏 辰彦議員
3番 小林千江子議員	4番 鈴木 豊議員
5番 遠藤 豪議員	6番 佐藤 省三議員
7番 藺田 豊造議員	8番 高畑 博行議員
9番 岩田 治和議員	10番 池谷 弘議員
11番 米山 千晴議員	

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ただいま発表のとおり、議席を指定します。

ここで、議席の名札の整理と席替えをいたしますので、暫時休憩とします。

午前10時51分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（池谷洋子君） ここから休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長（池谷洋子君） 日程第5 会議録署名議員の指名についてを行います。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君を指名します。

日程第6 会期の決定について

○議長（池谷洋子君） 日程第6 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は5月14日、本日1日と決定しました。

なお、会期中の審議予定表及び議案をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

日程第7 常任委員会委員の指名について

○議長（池谷洋子君） 日程第7 常任委員会委員の指名についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。ここで暫時休憩にして、その間に煮詰めていただき、煮詰めのできたところで議長が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員の指名は休憩中に煮詰めに願い、煮詰めのできたところで議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、煮詰め願った結果を、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（岩田芳和君） それでは、休憩中に煮詰めをしました委員会構成を報告します。

最初に、総務建設委員。

室伏辰彦議員、鈴木 豊議員、岩田治和議員、池谷 弘議員、藺田豊造議員、高畑博行議員、池谷洋子議員。

続きまして、文教厚生委員。

室伏 勉議員、小林千江子議員、遠藤 豪議員、佐藤省三議員、米山千晴議員、渡辺悦郎議員。
以上です。

○議長（池谷洋子君） お諮りします。ただいま報告のとおり、常任委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員の7名には、室伏辰彦君、鈴木 豊君、岩田治和君、池谷 弘君、藺田豊造君、高畑博行君、池谷洋子君。

文教厚生委員の6名には、室伏 勉君、小林千江子君、遠藤 豪君、佐藤省三君、米山千晴君、渡辺悦郎君、以上の諸君をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。私の所属している常任委員会は総務建設委員会ですが、議長は議会全体の統制や議事の整理者として職務を行うべきと考え、この際、総務建設委員を辞退したいと思います。これに同意願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） それでは、総務建設委員を辞退いたします。

日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（池谷洋子君） 日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会においてそれぞれ委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、各常任委員会ごとに推選を願い、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会で推選された者を選任することを決定しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それではここで、各常任委員会で推選された委員長及び副委員長を、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（岩田芳和君） それでは、まず最初に、総務建設委員長に池谷 弘議員、総務建設副委員長に藺田豊造議員。続きまして、文教厚生委員長に佐藤省三議員。文教厚生副委員長に室伏 勉議員。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） お諮りします。ただいま報告のとおり、総務建設委員長に池谷 弘君、総務建設副委員長に藺田豊造君、文教厚生委員長に佐藤省三君、文教厚生副委員長に室伏 勉君を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員長に池谷 弘君、総務建設副委員長に藺田豊造君、文教厚生委員長に佐藤省三君、文教厚生副委員長に室伏 勉君、以上の諸君が選任されました。

日程第9 議会運営委員会委員の指名について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 議会運営委員会委員の指名についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は議長が会議に諮って指名することになっております。委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員の定数は6名です。

お諮りします。議会運営委員会委員に、

2番 室伏辰彦君 4番 鈴木 豊君 6番 佐藤省三君

9番 岩田治和君 10番 池谷 弘君 12番 渡辺悦郎君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に、2番 室伏辰彦君、4番 鈴木 豊君、6番 佐藤省三君、9番 岩田治和君、10番 池谷 弘君、12番 渡辺悦郎君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議会において議会運営委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、議長が推選し、それをもって本会議における選任といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議長が推薦することに決定しました。

それでは、ここで議会運営委員会委員長に岩田治和君、副委員長に池谷 弘君を推選します。

お諮りします。ただいま推選しましたとおり、委員長に岩田治和君、副委員長に池谷 弘君を選任したいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長に岩田治和君、副委員長に池谷 弘君が選任されました。

日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について

○議長(池谷洋子君) 日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合規約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員5名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は、従来からの慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。推選の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に、

1 番 室伏 勉君 6 番 佐藤省三君 7 番 藺田豊造君

8 番 高畑博行君 9 番 岩田治和君

以上5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5名を、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、1番 室伏 勉君、6番 佐藤省三君、7番 藺田豊造君、8番 高畑博行君、9番 岩田治和君が、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました室伏 勉君外4名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

○議長（池谷洋子君） 日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合同約第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員に池谷洋子が当選しました。

日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について

○議長（池谷洋子君） 日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合同約第6条第1項の規定により、小山町長及び小山町議会の議員の中から、組合議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿豆学園管理組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、町長である池谷晴一君を指名し、当選人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、駿豆学園管理組合議会議員に池谷晴

一君が当選しました。

ただいま当選されました池谷晴一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（池谷洋子君） 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 企画総務部長です。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布をされ、原則として同年4月1日から施行することとされました。

これに伴いまして、地方税法に基づく条例であります小山町税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ平成31年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正の主な税目ですが、個人住民税と軽自動車税が主なもので、個人住民税につきましては住宅借入金等特別税額控除の拡充、ふるさと納税制度の見直し、非課税措置の対象の追加であります。軽自動車税につきましては、環境性能割の税率の臨時的軽減、種別割に係るグリーン化特例の見直しであります。

それでは、主な内容を税目の順に御説明をいたしますので、お手元の条例改正資料新旧対照表の2ページを御覧ください。なお、改正内容、施行日等の関係から、説明するページの順番が前後いたしますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

はじめに、第1条関係の条例附則第7条の3の2の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に拡充につきまして御説明をいたします。

拡充の内容ですが、所得税額から控除しきれない額につきまして、現行制度と同じ控除限度内の範囲内で個人住民税から控除をするものであり、住宅取得等の消費税率10%が適用されるものにつきまして、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、現行の10年間から13年間にするものであります。対象となる住宅取得等の期間は、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに限られます。なお、この減収額につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填をされます。

次に、4ページ及び6ページを御覧ください。

令和元年6月1日施行の第1条関係の条例第34条7及び附則第7条の4並びに第9条の個人住民税の寄附金税額控除における特例控除対象寄附金、いわゆるふるさと納税制度の見直しであります。

見直しの内容ですが、特例控除対象自治体は、申請に基づきまして、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定をすることとなりました。指定の基準といたしましては、寄附金の募集を適正に実施すること、返礼品を送る場合は返礼割合を3割以下にすること、また、地場産品とすることとされております。

次に、飛びますけれども、42ページを御覧ください。

第3条関係の条例第24条の個人住民税の非課税措置の対象の追加につきまして御説明をいたします。

前年の合計所得金額が135万円以下である児童扶養手当の支給を受けている、いわゆるひとり親に対して個人住民税を非課税とするものであります。なお、この条例は令和3年1月1日から施行し、令和3年度分から適用をいたします。

次に、戻りまして32ページを御覧ください。

令和元年10月1日施行の第2条関係の条例附則第15条の2及び第15条の6の軽自動車税の環境性能割の税率の臨時的軽減につきまして御説明をいたします。

平成29年度の税制改正により、10月1日に施行される自動車取得税の廃止に伴いまして、軽自動車税の環境性能割が創設をされました。今回の税制改正では、消費税率の引き上げの伴う対応といたしまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得をした軽自動車につきまして、環境性能割の税率を1%軽減するものであります。なお、この減収額は、地方特例交付金により全額補填をされます。

次に、第1条関係、第2条関係及び第3条関係の各条例附則第16条及び第16条の2の軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直しについて御説明をいたします。

まず、18ページを御覧ください。第1条関係では、重課を令和元年度に限ったものとし、平成29年度分の軽減を削除をいたしました。

次に34ページを御覧ください。第2条関係では、重課の規定を整理し、消費税率の引き上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長するもので、令和2年度分及び3年度分の軽減を新設をいたしました。

最後に42ページを御覧ください。第3条関係では、環境性能割の導入を契機に、軽自動車税に係るグリーン化特例の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定をするものであり、令和3年度及び4年度に初回新規登録等を受けた軽自動車につきまして、軽減率75%を適用するものであります。

その他の改正につきましては、今回の地方税法の改正にあわせて所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

説明は、以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（池谷洋子君） 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

訂正させていただきます。小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

訂正させていただきます。小山町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町都市計画税条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、小山町都市計画税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき、専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、企画総務部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布をされ、原則として同年4月1日から施行することとされました。これに伴いまして、地方税法に基づく条例であります小山町都市計画税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ平成31年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案書は、17ページ、18ページであります。

今回の一部改正の内容ですが、地方税法の改正にあわせまして、条文中の引用する法律の条項のずれを改正したものであります。

説明は、以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（池谷洋子君） 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき、専決処分しましたの

で、議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、住民福祉部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されました。小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分をし、4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

それでは、条例改正資料59、60ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。条例第2条第2項は、国民健康保険税のうち基礎課税額の賦課限度額を3万円引き上げ、61万円とするものであります。また、第23条第2号及び第3号は、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充を図るものであり、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を5割軽減では5,000円増額し28万円に、2割軽減では1万円増額し51万円とするものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度小山町木質バイオマ

ス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））についてであります。

本件は、平成30年度の木質バイオマス発電事業特別会計の予算が792万2,000円不足することから、平成31年度の予算から繰り上げ充用するため補正したものであります。

内容は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ792万2,000円を追加し、予算の総額を6,652万4,000円としたもので、本年4月25日に、地方自治法の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、小山町議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、未来創造部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、平成30年度木質バイオマス発電事業特別会計におきまして、昨年9月から木質バイオマス発電所を稼働しておりますが、本体発電機と燃料の調整に不測の時間を要し、結果的に年度内の発電および売電がままならず、予算に不足が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を、平成31年4月25日に専決処分をし、同条第3項の規定により、これを小山町議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ792万2,000円を追加し、予算の総額を6,652万4,000円としたものであります。

それでは、補正予算書5ページを御覧ください。

1款1項1目売電収入を812万2,000円増額いたしますのは、売電収入の増額を見込むものであります。また、2款1項1目繰越金を20万減額いたしますのは、前年度からの繰越金の減額をす

るものであります。

次に6ページを御覧ください。

4款1項1目繰上充用金の内、説明覧（2）繰上充用金を792万2,000円増額いたしますのは、平成30年度の木質バイオマス発電事業特別会計の予算に繰り上げ充用するものであります。

説明は、以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（藺田豊造君） 収入の部の812万2,000円についてお伺いします。

これは平成31年度の分に計算されていますけど、1キロワット幾らとして計算してるのか。あるいは、この売電は何カ月分を予定してるのかをお答えください。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 菌田議員にお答えいたします。

収入の812万2,000円でございますが、平成31年度の売電につきまして、単価につきましては1キロワット40円。これはフィットの単価になりますが、40円を見込んでおります。その812万2,000円が何カ月分に当たるかということですが、こちらにつきましては売電状況にもよるかと思いますが、おおむね1カ月から2カ月程度ということになるかと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 補足させていただきます。

このたびの会計上の繰り上げ充用とは、地方公共団体の会計決算におきまして会計年度の経過後に至って歳入が歳出に不足することとなった場合に、翌年度の歳入を繰り上げて不足分に充てること、地方自治法施行令第166条の2に規定されてございますが、この場合、そのために必要な額は翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないこととされておりますので、この場合の額は、この不足分を今年度の予算から充てたものと、このように御理解をいただければ結構と思っております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（岩田治和君） この予算に関する説明書の中で、1款の事業収入812万2,000円についてですが、今回の補正で792万円の追加という補正が出てるわけですけど、昨年9月からの稼働で1、2カ月分の稼働しかできてない。これは大幅な見積違いとしか見受けられないわけなんですけど、それについて、不足分の明細をもう少し詳しく御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 岩田議員にお答えいたします。

不足分の792万円の内訳でございますが、30年度の歳出の主な内容といたしまして、発電所の運営業務委託ということで約500万円、あと、公債費ということで、起債の利子の償還が267万円ほどになっておりまして、主な内容となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はございませんか。なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩にし、議案を配付いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 同意第2号 小山町監査委員の選任について

○議長(池谷洋子君) 日程第18 同意第2号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条に規定によって、藺田豊造君の退場を求めます。

(藺田豊造君 退場)

○議長(池谷洋子君) 町長から、提案理由の説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長(池谷晴一君) 同意第2号 小山町監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員は、識見を有する者及び議員のうちからそれぞれ選任することとされております。御承知のとおり、議員から選任されております監査委員の任期が平成31年4月30日で満了となりましたので、新たに選任をお願いするものであります。

御提案申し上げました藺田豊造議員は、人格、識見ともにすぐれている方で、委員として適任者でございますので、どうか御審議の上、御同意賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期は、令和5年4月30日までとなります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 町長の説明は終わりました。

これから質疑を行います。町長の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決す

ることに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員であります。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

ここで藺田豊造君の入場を求めます。

(藺田豊造君 入場)

○議長(池谷洋子君) ただいま議題となりました小山町監査委員の選任の件について、藺田豊造君が議場におられますので、同意された旨告知します。

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(池谷洋子君) 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第76条の規定により、議会運営の効率化及び議長の諮問等に関する調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。この調査期間は、委員の任期中であります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これにて会議を閉じ、令和元年第2回小山町議会臨時会を閉会します。

午後1時53分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

臨時議長	藺田豊造
議会議長	池谷洋子
署名議員	室伏勉
署名議員	室伏辰彦